

第 7 章 環境保全施策

第7章 環境保全施策

1 環境影響評価制度

(1) 環境影響評価制度

【根 拠】

- ・ 環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号、以前は「環境影響評価の実施について」）
- ・ 2005年日本国際博覧会環境影響評価要領（平成10年3月27日付、通商産業大臣官房長官商務流通審議官通達）
- ・ 愛知県環境影響評価条例（平成10年12月18日愛知県条例第47号、以前は「愛知県環境影響評価要綱」）

【目 的】

大規模な事業について環境アセスメントの手続を定め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定（事業の許認可等）に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して実施されるように努めます。

【環境影響評価制度に係る対象事業】

表 7-1 環境影響評価制度に係る対象事業

対象事業種類	環境影響評価法		愛知県環境影響評価条例
	第 1 種事業	第 2 種事業	
1 道路			
高速自動車国道	すべて	—	—
指定都市高速道路（4 車線以上）	すべて	—	—
一般国道（4 車線以上）	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満	7.5km 以上 10km 未満
林道（幅員 6.5m 以上）	20km 以上	15km 以上 20km 未満	15km 以上 20km 未満
県道・市町村道（4 車線以上）	—	—	7.5km 以上
2 ダム・堰 その他河川工事			
ダム	貯水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
堰	湛水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
湖沼水位調節施設	湖沼開発面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
放水路	土地改変面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
3 鉄道			
新幹線鉄道	すべて	—	—
普通鉄道	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満	7.5km 以上 10km 未満
新幹線・普通鉄道外の鉄道	—	—	7.5km 以上
新設軌道	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満	7.5km 以上 10km 未満
新設軌道以外の軌道	—	—	7.5km 以上
4 飛行場	滑走路長 2,500m 以上	1,875m 以上 2,500m 未満	1,875m 以上 2,500m 未満
5 発電所			
水力発電所	出力 3 万 kW 以上	2.25 万 kW 以上 3 万 kW 未満	2.25 万 kW 以上 3 万 kW 未満
火力発電所（地熱以外）	出力 15 万 kW 以上	11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満	11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満
火力発電所（地熱）	出力 1 万 kW 以上	0.75 万 kW 以上 1 万 kW 未満	0.75 万 kW 以上 1 万 kW 未満
原子力発電所	すべて	—	—
太陽電池発電所	出力 4 万 kW 以上	3 万 kW 以上 4 万 kW 未満	3 万 kW 以上 4 万 kW 未満
風力発電所	出力 5 万 kW 以上	3.75 万 kW 以上 5 万 kW 未満	0.75 万 kW 以上 5 万 kW 未満
6 廃棄物処理施設			
ごみ処理施設	—	—	処理能力 150t/日以上
し尿処理施設	—	—	処理能力 150kl/日以上
産業廃棄物焼却施設	—	—	処理能力 150t/日以上
廃棄物最終処分場	30ha 以上	25ha 以上 30ha 未満	25ha 以上 30ha 未満
7 下水道終末処理場	—	—	11.25ha 以上
8 工場・事業場	—	—	燃料使用量 11.25t/h 又は特定 排水の量 7,500m ³ /日以上
9 公有水面の埋立・干拓	50ha 超	40ha 以上 50ha 以下	40ha 以上 50ha 以下
10 土地区画整理事業			
都市計画に定められるもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
その他	—	—	75ha 以上
11 新住宅市街地開発事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
12 新都市基盤整備事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
13 流通業務団地の造成			
流通業務市街地整備法に規定するもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
その他	—	—	75ha 以上
14 農用地の造成	—	—	75ha 以上
15 レクリエーション用地の造成	—	—	75ha 以上
16 工業団地の造成			
首都圏・近畿圏で行われるもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	—
都市再生機構等が行うもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
その他	—	—	75ha 以上
17 住宅団地の造成			
都市再生機構等が行うもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
その他	—	—	75ha 以上
18 鉱物の掘採又は土石の採取	—	—	事業区域面積 75ha 以上又は土 地改変面積 37.5ha 以上
19 複合開発事業	—	—	75ha 以上
20 港湾計画	埋立・掘込 300ha 以上	—	—

（注）この表は、環境影響評価法施行令別表第 1 及び愛知県環境影響評価条例施行規則別表第 1 を要約したものです。

【法律と条例の関係】

環境影響評価法では、必ず環境影響評価を行う「第一種事業」と環境影響評価を行うかどうかを個別に判断する「第二種事業」があります。一方、条例に基づき環境影響評価を行うこととなるのは、県道・市町村道などの独自の対象事業のほか、法律の「第二種事業」のうち法律に基づく環境影響評価は不要と判断された事業です。

（２）豊田市環境影響評価検討会

【根 拠】

- ・ 豊田市環境影響評価検討会設置要綱（平成11年４月１日施行、以前は平成元年から「豊田市環境影響評価審査会設置要綱」により運用）

【目 的】

平成11年６月12日、環境影響評価法や愛知県環境影響評価条例が施行され、新たに地球環境や生物多様性などが対象となり、より高度な知見が必要となります。このため、検討会を設置し必要に応じ専門家の意見、助言等を参考にしながら対応を図っていきます。

【役 割】

- ・ 国、県の制度に基づく環境影響評価に関し、関係地域の市長意見の取りまとめを行います。
- ・ 国、県の制度に基づく環境影響評価に関し、指導等を行います。
- ・ 市長が必要と認めて実施する環境影響評価に関し、指導等を行います。
- ・ 国や県に協力して、環境影響評価制度の円滑な推進を行います。

（３）環境影響評価（アセスメント）に係る市長意見

環境影響評価は、環境に影響を及ぼす土地の形状変更、工作物の新設その他これらに類する事業について、その実施前に、事業者自らがその環境影響を調査・予測・評価することを通じて環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく制度です。

環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例が平成11年６月12日から施行されています。本市では、豊田市環境影響評価検討会を設置し、国や県の環境影響評価制度に基づき、県知事への意見の具申を行っています。

(4) 豊田市環境影響評価検討会付議案件

表 7-2 豊田市環境影響評価審査会及び豊田市環境影響評価検討会付議案件

検討会（審査会） 実施日	事業名	事業主体	区分
H2. 2. 22	豊田加茂産業廃棄物処分場建設	(財)豊田加茂産業廃棄物処理公社	その他
H2. 3. 20	豊田都市計画道路東海環状自動車道	中部地方建設局	国要綱
H2. 9. 12	逢妻衛生処理組合し尿処理施設整備	逢妻衛生処理組合	その他
H3. 1. 8	第2東海自動車道(鳳来町～豊田市)	中部地方建設局	国要綱
H3. 7. 16	農業集落排水事業(配津・畝部上地区)	豊田市	その他
H4. 6. 19	(仮称)豊田市浄水特定土地地区画整理事業	豊田市	国要綱
H10. 6. 17	2005年日本国際博覧会(実施計画書)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H11. 5. 20	2005年日本国際博覧会(準備書)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H12. 1. 14	豊田市新清掃工場設置(方法書)	豊田市	県条例
H12. 4. 25	名古屋都市計画都市高速鉄道東部丘陵線、豊田都市計画都市高速鉄道東部丘陵線に係る環境影響評価(方法書)	愛知県	県条例
H13. 6. 19	名古屋都市計画都市高速鉄道東部丘陵線、豊田都市計画都市高速鉄道東部丘陵線に係る環境影響評価(準備書)	愛知県	県条例
H14. 4. 23	2005年日本国際博覧会(評価書)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H14. 6. 20	豊田市新清掃工場設置(準備書)	豊田市	県条例
H15. 3. 28	2005年日本国際博覧会(追跡調査その1)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H15. 10. 2	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予備・評価)報告書(その2)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H15. 10. 2	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成14年度)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H16. 2. 24	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予備・評価)報告書(その3)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H16. 7. 9	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H16. 7. 9	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H17. 7. 19	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H17. 7. 19	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H18. 12. 12	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成17～18年度)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H19. 10. 2	豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価(方法書)	愛知県企業庁	県条例
H23. 2. 25	豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価(準備書)	愛知県企業庁	県条例
H24. 1. 27	豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価(評価書)	愛知県企業庁	県条例
H25. 6 ～	豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価に係る事後調査報告書(年次版)	愛知県企業庁 令和3年3月24日よりトヨタ自動車株式会社に事業者変更	県条例
R4. 1. 25	(仮称)新城・設楽風力発電事業(配慮書) →R6. 5. 14 事業廃止の通知あり	中部電力株式会社・株式会社 OSCF	法律

R7.10.28	豊田貞宝次世代産業地区 用地造成事業（配慮書）	愛知県企業庁	県条例
R8.1.9※	尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業（配慮書）	尾三衛生組合	県条例

※検討会委員への意見照会日（検討会是不開催）

2 環境の保全を推進する協定及び公害防止協定

昭和 48 年から「公害防止協定」を市内の主要な事業者と締結し、公害規制に努めてきましたが、平成 20 年 10 月以降、事業者と共働して持続可能な社会の構築に取り組むため、内容を見直し、「環境の保全を推進する協定」（以下「協定」という）に改称し、改定及び新規締結を行っています。令和 7 年度末現在、公害防止協定を 50 社、環境の保全を推進する協定を 32 社と締結しています。

【公害防止協定の主な内容】

- 協定値…公害関係諸法令より厳しい規制値
- 事前協議制…一定規模以上の工場等の新設、増設、生産施設の工程変更を行う場合、事前に計画書提出、協議
- 測定及び報告義務…大気汚染、水質汚濁に係る項目の測定義務及び報告義務
- その他の事項…事故発生時の措置、産業廃棄物、緊急時の措置、公害による被害補償、緩衝緑地等の整備

【環境の保全を推進する協定の主な追加内容】

- 事業者は、温室効果ガスや化学物質の排出抑制、資源循環の推進等の取組計画を策定し、その推進と情報提供に努める。
- 市は、助言や情報提供など取組計画の策定に協力するとともに、情報交換の場を設けるなど、先進的な取組の市民・事業者への紹介・普及に努める。
- 事業者は、環境管理体制を整備して環境汚染の未然防止に努めるとともに、周辺住民への情報提供を積極的に行うなど信頼性の確保に努め、周辺住民との定期的な情報交換の機会を設けるよう努める。
- 市は、事業所周辺住民と事業者との情報交換の機会を設けるよう努める。

【協定締結のあゆみ】

公害防止協定締結企業

締結日	締結企業	締結企業数
S48. 7. 2	トヨタ自動車(株)	1
S48. 9. 4	豊田鉄工(株) 始め計 12 社	13
S49. 7. 29	日本発条(株)	14
S49. 12. 6	中央精機(株) 始め計 18 社	32
S60. 3. 6	(株)アイホン 始め計 11 社	43
S60. 12. 23	トリニティ(株)	44
S63. 11. 28	広瀬テクノロジー(株)	45
H 1. 6. 1	愛三工業(株)	46
H17. 4. 1	藤岡町との合併により藤岡町が締結していた 39 社との協定を豊田市が引き継ぐ	80※
R 8. 3. 31 時点	表 7-3-2、7-3-3 参照	50

※旧豊田市締結企業と旧藤岡町締結企業とで重複があるため、旧豊田市締結企業数と旧藤岡町締結企業数の合計と一致しません。



公害防止協定から環境の保全を推進する協定へ改定

環境の保全を推進する協定締結企業

締結日等	締結企業	締結企業数
H20. 10. 15	トヨタ自動車(株)	1
H21. 2. 12	愛三工業(株) 始め計 10 社	11
H21. 12. 21	(株) F T S 始め計 12 社	23
H22. 6. 25	大岡技研(株) 始め計 5 社	28
H22. 12. 16	アイシン化工(株) 始め計 3 社	31
H23. 12. 13	光生アルミニウム工業(株) 始め計 4 社	35
H24. 10. 10	内浜化成(株)	36
H25. 12. 19	トヨタ自動車(株) 始め 11 社と協定更新	36
H26. 12. 19	(株) F T S 始め 12 社と協定更新	36
H27. 6. 25	大岡技研(株) 始め 5 社と協定更新	36
H27. 12. 16	アイシン化工(株) 始め 3 社と協定更新	36
H28. 2. 5	ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)と協定解消※	35
H28. 4. 1	日本サーキット工業(株)と協定解消※	34
H28. 12. 13	光生アルミニウム工業(株) 始め 4 社と協定更新	34
H29. 10. 10	内浜化成(株)と協定更新	34
H30. 12. 19	トヨタ自動車(株) 始め 11 社と協定更新 (アイシン精機の事業場ごとの締結を一つにして締結)	33
H31. 3. 13	(株) F T S 始め 22 社と協定更新	33
R 2. 3. 16	(株) デンソー	34
R 4. 3. 31	A H ブレーキ(株)と協定解消※	33
R 5. 3. 17	プライムデリカ (株)	34
R 5. 4. 2	シロキ工業 (株) と協定解消※	33
R 5. 4. 3	トヨタ紡織広瀬 (株)	34
R 5. 8. 31	キューピー (株) と協定解消※	33
R 7. 3. 31	アイシン化工 (株) と協定解消※	32

※ 工場閉鎖等による

【環境の保全を推進する協定協議会】

「環境の保全を推進する協定」を締結した企業を構成員とした「環境の保全を推進する協定協議会」を、平成 22 年 1 月に設立しました。ここでは、構成員間で環境に配慮した取組等の情報交換を行い、環境情報の共有化を進めています。また、環境情報を広く外部に発信し、市内の事業者全体の環境に対する取組・技術の底上げを目指すとともに、市民の環境に対する理解を深めることを目的としています。

令和 5 年度に策定した 5 か年の活動計画の 2 年目として活動しました。

(1) 事例研究勉強会（グループワークにより実施）

目 的：環境情報の共有

テーマ：生物多様性

(2) 工場見学

目 的：環境取組先進企業の視察

日 時：令和7年11月27日

参加者：29社31人

視察先：三井化学(株)名古屋工場

テーマ：三井化学の環境課題に関する取組、名古屋工場研究拠点の紹介

(3) 環境教育用教材改訂

目 的：市内の企業を対象とした環境教材の見直し

内 容：環境教育用教材「①環境法令一般」「②廃棄物・リサイクル」、「③大気汚染・悪臭」
「④騒音・振動」「⑤水質・地下水・土壌」の内容の一部修正

(4) 環境取組技術支援セミナー

目 的：市内企業の環境技術向上

日 時：令和8年1月22日

参加者：49人

方 法：集合形式による

講 師：(1部) 環境省 中部地方環境事務所 田中 準 氏

(2部) 豊田市役所 環境政策課 職員

(3部) 豊田市自然観察の森 大坪 瑞樹 氏

内 容：「目指そう！自然と共に生きる社会」気軽に始めよう生物多様性保全

(5) 協定協議会HPの活用

目 的：協議会活動の情報発信及び環境情報等の配信

実 績：閲覧者数 3,661人、閲覧ページ数 1万件

(6) 環境教育用教材の周知

目 的：市内企業の環境知識向上

内 容：環境保全課の窓口等で配布、企業への立入時に配付

	配布（冊）	ダウンロード（件）	計
① 環境法令一般	197	266	463
② 廃棄物・リサイクル	155	242	397
③ 大気汚染・悪臭	187	188	375
④ 騒音・振動	252	360	612
⑤ 水質・地下水・土壌	257	225	482
⑥化学物質・リスクコミュニケーション	163	177	340
計	1,211	1,458	2,669

(7) エコ企業取材班

目 的：協定企業の環境取組の発信

日 時：令和7年8月25日、8月28日、9月23日

参加者：6人

見学先：(株)アイシン 藤岡工場

内浜化成(株)

(株)オティックス高岡

内 容：エコ企業の環境取組を取材し、記事にまとめ発信する

(8) 市の施策への協力

ア 緑のカーテンプロジェクト

目 的：工場内の省エネや緑化のため

参加企業：17社

イ メダカで排水監視プロジェクト

目 的：工場から出る排水のきれいさや安全性を確認するため

参加企業：3社

ウ フードドライブ

目 的：食品ロス削減による環境取組活動の実施

参加企業：6社（6月：266個、約100kg）、12社（10月：922個、約206kg）

エ とよたビジネスフェア

日 時：令和7年5月22日、5月23日

来場者：200人（うち学生は71人）

オ とよたものづくりフェスタ

目 的：協議会活動の発信及び市民の環境に対する理解向上

日 時：令和7年10月19日

体験者：34組68人

内 容：ペットボトルを利用したジョーロ作り

緑のカーテンの種釣り（景品としてメダカと種を提供しました）

（メダカ提供：トヨタ紡織（株））

（種提供：(株)FTS、(株)オティックス高岡、サンコール(株)、
大豊工業(株)、トヨタ紡織(株)、トヨタ紡織広瀬(株)）

カ 豊田市中心図書館展示

目 的：協議会活動の情報発信

日 時：令和8年2月13日～2月27日

内 容：協議会活動パネル展示、環境教育用教材展示

住友ゴム工業(株)名古屋工場敷地内で育てた苗木の配布

小島プレス工業(株)、住友ゴム工業(株)、豊田鉄工(株)の環境取組紹介

表 7-3-1 環境の保全を推進する協定締結企業及び協定内容
(令和 8 年 3 月 31 日現在 32 社)

番号	企業名	協定締結日 (更新日)	事業所名	協定内容							<参考> 旧公害防止協定	
				自主 取組	大 気	水 質	騒 音	振 動	悪 臭	緑 化	締結日	改定日
1	トヨタ自動車(株)	H20. 10. 15 (H25. 12. 19) (H30. 12. 19)	本社 元町 上郷 高岡 堤	○	○	○	○	○	○	○	S48. 7. 2	S56. 12. 27 H7. 5. 31
			貞宝	○	○	○	○	○	○	○	S58. 4. 21	H7. 5. 31
			上郷物流センター	○	○	○	○	○	○	○	S60. 10. 21	H7. 5. 31
			花本テクニカルセンター	○	○	○	○	○	○	○	—	—
			トヨタテクニカルセンター 下山	○	○	○	○	○	○	○	—	—
			トヨタ記念病院	○	○	○	○	○	○	○	—	—
			福利厚生施設	○	○	○	—	—	—	○	S56. 12. 17	H7. 5. 31
			木瀬試験場	○	○	—	○	○	○	○	—	—
2	愛三工業(株)	H21. 2. 12 (H25. 12. 19) (H30. 12. 19)	豊田	○	○	○	○	○	○	○	H1. 6. 1	H8. 1. 24
			広瀬テクニカルセンター	○	○	○	○	○	○	○	—	—
3	(株)アイシン	H21. 2. 12 H22. 12. 16 (H25. 12. 19) (H27. 12. 16) (H30. 12. 19)	新豊	○	○	—	○	○	○	○	S48. 9. 4	S57. 12. 3
			藤岡試験場	○	○	○	○	○	○	○	—	—
			藤岡工場	○	○	○	○	○	○	○	—	—
4	アイシン高丘(株)	H21. 2. 12 (H25. 12. 19) (H30. 12. 19)	本社	○	○	○	○	○	○	○	S48. 9. 4	S57. 12. 3 H7. 9. 14
5	住友ゴム工業(株)	H21. 2. 12 (H25. 12. 19) (H30. 12. 19)	名古屋	○	○	○	○	○	○	○	S48. 9. 4	S57. 12. 3 H7. 8. 7
6	大豊工業(株)	H21. 2. 12 (H25. 12. 19) (H30. 12. 19)	本社 細谷	○	○	○	○	○	○	○	S48. 9. 4	S57. 12. 3 H7. 11. 7
			篠原	○	○	○	○	○	○	○	S60. 3. 6	—
			幸海	○	○	○	○	○	○	○	H12. 3. 31	—
7	(株)東海理化電機製作所	H21. 2. 12 (H25. 12. 19) (H30. 12. 19)	豊田	○	○	○	○	○	○	○	S49. 12. 6	S57. 12. 3 H7. 9. 1
8	トヨタ車体(株)	H21. 2. 12 (H25. 12. 19) (H30. 12. 19)	吉原	○	○	○	○	○	○	○	S48. 9. 4	S57. 12. 3 H7. 8. 7
			寿新規開発センター	○	○	○	○	○	○	○	S48. 9. 4	S57. 12. 3
9	トヨタ紡織(株)	H21. 2. 12 (H25. 12. 19) (H30. 12. 19)	猿投	○	○	○	○	○	○	○	S48. 9. 4	S57. 12. 3 H7. 8. 7
			高岡	○	○	○	○	○	○	○	S48. 9. 4	S57. 12. 3
			堤	○	○	○	○	○	○	○	—	—
			藤岡	○	○	—	○	○	○	○	H16. 11. 16 ※1	—
			土橋	○	○	—	○	○	○	○	—	—

10	日本発条(株)	H21. 2. 12 (H25. 12. 19) (H30. 12. 19)	豊田	○	○	—	○	○	○	○	\$49. 7. 29	\$57. 12. 3
11	フタバ産業(株)	H21. 2. 12 (H25. 12. 19) (H30. 12. 19)	緑	○	○	○	○	○	○	○	\$48. 9. 4	\$57. 12. 3 H8. 6. 19
12	(株) F T S	H21. 12. 21 (H26. 12. 19) (H31. 3. 13)	本社	○	○	○	○	○	○	○	\$49. 12. 6	\$59. 3. 7 H7. 11. 10
			広田	○	○	○	○	○	○	○	—	—
			豊田	○	○	—	○	○	○	○	—	—
			実験センター	○	○	—	○	○	○	○	—	—
13	(株) 協豊製作所	H21. 12. 21 (H26. 12. 19) (H31. 3. 13)	本社 緑	○	○	○	○	○	○	○	\$48. 9. 4	\$59. 3. 7 H8. 4. 17
			小原	○	○	○	○	○	○	○	—	—
14	小島プレス工業(株)	H21. 12. 21 (H26. 12. 19) (H31. 3. 13)	本社 高岡 前田	○	○	○	○	○	○	○	\$48. 9. 4	\$57. 12. 3 H7. 12. 12
			足助	○	○	○	○	○	○	○	—	—
15	中央精機(株)	H21. 12. 21 (H26. 12. 19) (H31. 3. 13)	豊田	○	○	○	○	○	○	○	\$49. 12. 6	\$57. 12. 3 H7. 8. 7
			豊田モジュール	○	○	—	○	○	○	○	—	—
16	中央発條(株)	H21. 12. 21 (H26. 12. 19) (H31. 3. 13)	藤岡	○	○	○	○	○	○	○	\$62. 12. 18 ※1	—
17	豊田化学工業(株)	H21. 12. 21 (H26. 12. 19) (H31. 3. 13)	本社	○	○	—	○	○	○	○	\$49. 12. 6	\$59. 3. 7 H8. 1. 16
			藤岡	○	○	○	○	○	○	○	\$55. 9. 1 ※1	—
18	豊田鉄工(株)	H21. 12. 21 (H26. 12. 19) (H31. 3. 13)	本社	○	○	○	○	○	○	○	\$48. 9. 4	\$57. 12. 3 H7. 11. 16
			広久手	○	○	—	○	○	○	○	\$48. 9. 4	\$57. 12. 3 H7. 11. 16
			篠原	○	○	—	○	○	○	○	\$60. 3. 6	—
			AGRICUL TURE R&D CENTER	○	○	—	○	○	○	○	—	—
19	トリニティ工業 (株)	H21. 12. 21 (H26. 12. 19) (H31. 3. 13)	本社	○	○	—	○	○	○	○	—	—
			豊田	○	○	○	○	○	○	○	\$60. 12. 23	H8. 1. 16
20	大岡技研(株)	H22. 6. 25 (H27. 6. 25) (H31. 3. 13)	本社	○	○	—	○	○	○	○	\$49. 12. 6	\$59. 3. 7
			篠原	○	○	○	○	○	○	○	\$60. 3. 6	—
21	(株) オティックス高岡	H22. 6. 25 (H27. 6. 25) (H31. 3. 13)	—	○	○	○	○	○	○	○	\$49. 12. 6	\$57. 12. 3 H7. 12. 25
22	(株) 三五	H22. 6. 25 (H27. 6. 25) (H31. 3. 13)	豊田	○	○	○	○	○	○	○	—	—
23	豊生ブレーキ工業 (株)	H22. 6. 25 (H27. 6. 25) (H31. 3. 13)	本社	○	○	○	○	○	○	○	\$48. 9. 4	\$59. 3. 7
			広瀬	○	○	○	○	○	○	○	—	—
24	大豊精機(株)	H22. 12. 16 (H27. 12. 16) (H31. 3. 13)	本社	○	○	○	○	○	○	○	—	—
			鞍ヶ池 緑ヶ丘(旧工機)	○	○	—	○	○	○	○	—	—
			篠原	○	○	—	—	—	—	○	—	—
			広瀬	○	○	—	○	○	○	○	—	—

25	光生アルミニウム工業(株)	H23. 12. 13 (H28. 12. 13) (H31. 3. 13)	本社	○	○	○	○	○	○	○	S49. 12. 6	H8. 1. 25
26	サンコール(株)	H23. 12. 13 (H28. 12. 13) (H31. 3. 13)	広瀬	○	○	○	○	○	○	○	S63. 11. 28	—
			豊田	○	○	—	○	○	○	○	—	—
27	林テレンプ(株)	H23. 12. 13 (H28. 12. 13) (H31. 3. 13)	本社	○	○	—	○	○	○	○	—	—
28	豊和化成(株)	H23. 12. 13 (H28. 12. 13) (H31. 3. 13)	本社	○	○	○	○	○	○	○	H4. 12. 11 ※1	—
29	内浜化成(株)	H24. 10. 10 (H29. 10. 10) (H31. 3. 13) (R6. 4. 1)	猿投	○	○	○	○	○	○	○	—	—
30	(株)デンソー	R2. 3. 16	広瀬製作所	○	○	○	○	○	○	○	—	—
31	プライムデリカ(株)	R5. 3. 17	豊田第一工場	○	○	—	○	○	○	○	—	—
			豊田第二工場	○	○	○	○	○	○	○	—	—
32	トヨタ紡織広瀬(株)	R5. 4. 3	—	○	○	○	○	○	○	○	—	—

※1 旧藤岡町と締結

表7-3-2 公害防止協定締結企業及び協定内容

(令和8年3月31日現在 旧豊田市分、20社20事業所)

番号	企業名	協定年月日		事業所名	協定内容							
		協定	改定		大気	水質	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	緑化
1	東海工業(株)	S49. 12. 6	S59. 3. 7	名古屋	○	○	○	○	—	—	○	○
2	トヨタT&S建設(株)	S49. 12. 6	S59. 3. 7	—	○	○	○	○	○	○	○	○
3	金星工業(株)	S49. 12. 6	S59. 3. 7	豊田	○	○	○	○	—	○	○	○
4	(株)山田メッキ工業所	S49. 12. 6	S59. 3. 7	豊田	○	○	○	○	○	○	○	○
5	テイケイ気化器(株)	S49. 12. 6	S59. 3. 7	—	○	○	○	○	○	○	○	○
6	三協高分子(株)	S49. 12. 6	—	—	○	○	○	○	—	○	○	○
7	旭千代田工業(株)	S49. 12. 6	S59. 3. 7	豊田	○	○	○	○	○	○	○	○
8	(株)メイドー	S49. 12. 6	S59. 3. 7	豊田	○	○	○	○	○	○	○	○
9	横山興業(株)	S49. 12. 6	S59. 3. 7	—	○	○	○	○	○	○	○	○
10	アイホン(株)	S60. 3. 6	—	豊田	○	○	○	○	—	○	—	○
11	エヌ・エス・デイ(株)	S60. 3. 6	—	篠原	○	○	○	○	—	○	—	○
12	(株)神谷プラスチック	S60. 3. 6	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
13	近藤精密(株)	S60. 3. 6	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
14	サンワ(株)	S60. 3. 6	—	篠原	○	○	○	○	—	○	—	○

15	新和精工(株)	S60. 3. 6	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
16	トヨタ力産業(株)	S60. 3. 6	—	第2工場	○	○	○	○	—	○	—	○
17	トヨタカローラ愛知(株)	S60. 3. 6	—	総合センター	○	○	○	○	—	○	—	○
18	名古屋東部陸運(株)	S60. 3. 6	—	篠原物流センター	○	○	○	○	—	○	—	○
19	松美工業(株)	S60. 3. 6	—	本社	○	○	○	○	—	○	—	○
20	三井屋工業(株)	S60. 3. 6	—	篠原	○	○	○	○	—	○	—	○

表 7-3-3 公害防止協定締結企業及び協定内容

(令和8年3月31日現在 旧藤岡町締結、30社30事業所)

番号	企業名	協定年月日		事業所名	協定内容							
		協定	改定		大気	水質	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	緑化
1	千葉窯業(株)	S55. 10. 1	—	—	○	○	○	—	—	—	—	○
2	(株)服部養鶏園	S56. 6. 9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
3	全トヨタ労働組合連合会	S57. 9. 8	—	—	○	○	—	—	—	—	—	○
4	フジオカ開発(株)	S58. 6. 13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	真和工業(株)	S58. 8. 8	—	—	—	○	○	○	—	—	—	○
6	成田 理	S59. 3. 31	—	—	○	○	—	—	—	○	—	○
7	梅村工業(株)	S59. 5. 7	—	—	—	○	○	○	—	—	—	○
8	東海アポロ(株)	S59. 12. 15	—	—	—	○	○	—	—	—	—	○
9	大東工業(株)	S61. 3. 14	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
10	(株)比良セラミックス	S63. 11. 12	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
11	スギムラ化学工業(株)	S61. 4. 17	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
12	丹羽商(株)	S62. 3. 30	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
13	関西窯業(株)	S62. 3. 30	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
14	(株)進和	S62. 10. 28	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
15	飯島製本(株)	S62. 11. 19	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
16	(株)マノモクハウジング	S63. 12. 27	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
17	豊田ブロック(株)	H3. 11. 20	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
18	(株)メイドー	H5. 10. 25	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
19	(株)丸商クラウンズゴルフクラブ	H6. 4. 20	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
20	(株)山西	H7. 9. 8	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○
21	(株)マノモク	H7. 10	—	—	○	○	○	—	—	○	—	○

22	コスモ石油(株)名古屋支店	H8. 2. 20	—	—	—	○	—	—	—		—	○
23	NTT中部電話帳(株)	H9. 9. 3	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
24	(株)豊和	H11. 6. 10	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
25	第一電機測器(株)	H12. 1. 13	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
26	(株)立松製作所	H12. 10. 3	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
27	矢作産業(株)	H13. 4. 16	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
28	(株)エフ・エム・シー	H14. 7. 1	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
29	トヨキン(株)	H15. 7. 14	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
30	自動車部品栄和協同組合	H16. 6. 2	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○

表 7-3-4 覚書締結企業及び協定内容（令和8年3月31日現在 旧豊田市分、4社4事業所）

番号	企業名	協定年月日		事業所名	協定内容							
		協定	改定		大気	水質	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	緑化
1	(株)アクトメタル	S61. 12. 8		豊田工場	—	○	—	—	—	—	—	—
2	愛知県動物愛護センター	S61. 8. 1			○	○	—	—	—	○	—	—
—	愛知学泉大学 (R7. 10. 23解消)	S61. 3. 18			—	○	—	—	—	—	—	—
3	(株)高木工業所	S51. 3. 10			—	—	○	○	—	—	—	—
4	桜花学園	H1. 2. 8		桜花学園大学	—	○	—	—	—	—	—	—

3 ゴルフ場との農薬使用に関する協定

ゴルフ場の農薬使用による環境汚染を未然に防止して、市民の安全と環境の保全を図るため、平成2年度から農薬使用に関する協定を締結しています。令和3年度は、協定の有効期限の満了に伴う見直しを行い、令和3年12月改定締結しました。

表7-4 ゴルフ場に関する環境保全協定締結事業所（令和8年3月31日現在19ゴルフ場）

事業者名	ゴルフ場名	締結年月日	
		協定	改定
東名ゴルフ(株)	東名古屋カントリークラブ	H2. 9. 20	R3. 12. 22
	名古屋広幡ゴルフコース	H2. 9. 20	R3. 12. 22
(株)愛知さなげゴルフ場	さなげカントリークラブ	H2. 9. 20	R3. 12. 22
貞宝工業(株)	貞宝カントリークラブ	H2. 9. 20	R3. 12. 22
豊田鞍ヶ池開発(株)	豊田カントリー倶楽部	H2. 9. 20	R3. 12. 22
(株)南山カントリークラブ	南山カントリークラブ	H2. 9. 20	R3. 12. 22
(株)大樹開発	ゴルフ倶楽部大樹 豊田コース	H2. 9. 20	R3. 12. 22
	ゴルフ倶楽部大樹 旭コース	H2. 10. 12	R3. 12. 22
中京ゴルフ倶楽部(株)	中京ゴルフ倶楽部 石野コース	H3. 2. 18	R3. 12. 22
親和開発(株)	名古屋グリーンカントリークラブ	H2. 10. 9	R3. 12. 22
フジオカ開発(株)	藤岡カントリークラブ	H2. 10. 9	R3. 12. 22
(株)小原カントリークラブ	小原カントリークラブ	H2. 10. 9	R3. 12. 22
(株)パインズゴルフクラブ	パインズゴルフクラブ	H2. 10. 9	R3. 12. 22
三甲(株)	三甲ゴルフ倶楽部 京和コース	H2. 10. 5	R3. 12. 22
(株)セントクリークゴルフクラブ	セントクリークゴルフクラブ	H2. 10. 5	R3. 12. 22
東加茂開発(株)	加茂ゴルフ倶楽部	H2. 10. 5	R3. 12. 22
(株)ロイヤルフレンドシップ	ロイヤルカントリークラブ	H2. 10. 5	R3. 12. 22
大東開発(株)	笹戸カントリークラブ	H2. 10. 12	R3. 12. 22
ネクスト・ゴルフ・マネジメント(株)	稲武カントリークラブ	H3. 4. 10	R3. 12. 22

4 災害時における環境調査等協定

大規模地震等の災害時に化学物質やアスベストの環境汚染状況を把握するために、民間の事業者と災害時の協力協定を締結しています。

【締結事業者及び協定内容】

(1) 災害時における環境調査に関する協定書

締結日 : 平成 28 年 5 月 30 日

締結先 : 一般社団法人愛知県環境測定分析協会（愛環協）

協定概要 : 災害時の化学物質等の試料採取、測定分析の実施など

(2) 災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

締結日 : 平成 30 年 1 月 17 日

締結先 : 一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（A S A）

協定概要 : 災害時の市アスベスト調査の支援、被災建築物等のアスベスト含有建材状況調査、建材中のアスベスト含有の有無調査など

【令和 7 年度災害時訓練等】

大規模地震等による災害が発生した時に、協定に基づき円滑に対応が実施できるよう、協定締結先と訓練を実施しました。

(1) 大規模災害時の環境調査等の初動訓練

日 時 : 令和 7 年 10 月 28 日

内 容 : 大規模地震発生後の余震による事業場からの化学物質の大気環境への漏出

詳 細 : 工場・事業場から化学物質が周辺大気中へ漏出したことを想定し、愛環境と連携した有害大気汚染物質の調査訓練を行いました。災害規模により生活環境への影響が広範囲に及ぶ可能性を踏まえ、同日、愛知県、豊橋市、岡崎市及び一宮市と合同で実施し、県内の別の場所で同様の訓練を実施しました。

(2) 災害廃棄物仮置場設置・運用訓練

日 時 : 令和 8 年 3 月 12 日

内 容 : 災害時に発生する災害廃棄物の仮置場の設置・運営を想定した訓練

詳 細 : 市内南部地域で地震により液状化の被害が発生したことを想定し、災害廃棄物仮置場の優先候補地である逢妻運動広場で仮置場設置訓練を行いました。その訓練の実施に併せて、環境モニタリング測定訓練（粉じん、有害大気汚染物質）を実施しました。

また、公共施設の維持管理における石綿事前調査の適切な実施等、公共工事等における石綿飛散防止対策の徹底を図るため、A S A と連携し石綿含有建材確認研修を実施しました。

日 時 : 令和 8 年 1 月 27 日

内 容 : V R 映像を活用した石綿事前調査の実施

詳 細 : 建屋の解体工事を想定した事前調査結果報告書の評価について V R 映像を活用して実施しました。

5 公害に関する苦情

市民から寄せられる公害に関する苦情相談は、生活に密着したものが多く、原因や被害状況も多種にわたっています。

表 7-5 公害に関する苦情受付件数

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	主 な 原 因
大気	217 (67)	158 (59)	114 (46)	119 (46)	146 (45)	野焼きや焼却炉等のばい煙、粉じん 廃材・プラスチック等の屋外焼却
水質	11 (4)	11 (4)	13 (5)	6 (2)	15 (5)	油類の流出、排水、建設工事に伴う汚 濁水の流出
騒音	55 (17)	60 (22)	68 (27)	85 (33)	95 (29)	工場、建設作業、飲食店のカラオケ、 低周波騒音
振動	7 (2)	11 (4)	23 (9)	15 (6)	19 (6)	建設作業、通過車両
悪臭	30 (9)	26 (10)	29 (12)	28 (11)	32 (10)	畜産、工場、排水、野外焼却
その他	3 (1)	4 (1)	2 (1)	7 (3)	16 (5)	廃棄物、電波障害、害虫の発生、土壌 汚染、地盤沈下
合計	323	270	249	260	323	
苦情受付 件数	284	248	223	240	289	

※ () の数字は、合計に対する割合（％：小数点以下四捨五入）を示している。

※ 苦情受付件数は、苦情の種類が重複しているものがあり、合計件数と一致しないことがある。

6 不良な生活環境の解消

【目的】

市では、ごみ等を溜め込んで処理できなくなっている、いわゆる「ごみ屋敷」等について、これまで地域と行政の連携による、「見守り型（廃棄物の撤去支援等）」での支援で対応をしてきました。

見守り型の支援は、原因者が支援を拒否する場合があることや、解消までに長期間を要することなどから、支援をより実効性・継続性のあるものとするため、これまで培ってきた地域と行政の連携を活かしつつ、不良な生活環境の解消に向けた支援策及び措置を明確にし、これらを総合的に推進するための条例を制定し、平成 28 年 4 月から施行しました。

この条例を積極的に活用し、原因者が地域で孤立しないよう、地域と行政が連携しながら、支援を進めています。

【対応状況】

- ・ 条例施行以降、551 件のうち、97%（532 件）が解消しました。
- ・ 対応中の 19 件は、悪化させないため、又は、改善させるために、福祉的な支援や声掛けなど関係機関で連携して対応しています。
- ・ 令和 7 年度は、82 件対応し（うち新規案件は 23 件）、63 件解決しました。また、解決後再発防止に努めている案件を含めて 642 回現地確認を行いました。

表 7-6 不良な生活環境対応状況

		条例施行前（～平成 27 年度）			平成 28 年度～令和6年度			令和7年度		
		件数	対応中	解決	件数	対応中	解決	件数	対応中	解決
相談件数		23	1	22(2)	505	14	491(42)	23	4	19
内 訳	物の堆積等	23	1	22(2)	113	6	107(10)	2	1	1
	多頭飼育	2	1	1(0)	15	1	14(5)	1	0	1
	樹木の繁茂	2	0	2(0)	234	2	232(24)	14	1	13
	雑草の繁茂	0	0	0(0)	169	7	162(7)	8	3	5
	その他	0	0	0(0)	72	1	71(2)	0	0	0
		合計								
		件数	対応中	解決						
相談件数		551	19	532						
内 訳	物の堆積等	138	8	130						
	多頭飼育	18	2	16						
	樹木の繁茂	250	3	247						
	雑草の繁茂	177	10	167						
	その他	72	1	71						

※（ ）内は、令和 7 年度中に解決した内数

※複数事由の相談があるため、内訳の合計は相談件数と合わない場合があります。

7 幹線道路推進課調査分

環境騒音調査（伊勢湾岸自動車道）

伊勢湾岸自動車道沿線における市内1か所の測定局で騒音の状況を常時測定し、環境基準の適否を判定することで、騒音防止策等の基礎資料とします。

【調査概要】

（１）測定地点

局 名	所 在 地
花園町新田 大気測定局（平成16年度設置）※	花園町新田 42－7

※第1章の「新田局（花園町）」と同一局で実施

（２）測定方法及び評価手法

日本産業規格 Z8731 に定める等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル（LAeq）によって評価することを原則とします。

【調査結果の概要】

調査した測定局について、昼・夜間ともに環境基準に適合しました。

表 7-7 環境基準適合状況（令和7年度）

地 点 名	住 所	測定期間	適用	騒音 (LAeq) 単位: dB		※ 適合状況
				昼間	夜間	
花園町新田	花園町新田 42－7	令和7年4月 ～令和8年3月	測定値	53.9	50.7	○
			基準値	65	60	

※ 「適合状況」 ○：適合 △：いずれかの時間帯で不適 ×：全ての時間帯で不適

【新田地区の騒音の状況について】

R8年3月までの等価騒音レベルLAeqの変動状況は以下のとおりです

単位: dB(A)

		等価騒音レベル(LAeq)		備考
		昼間	夜間	
R7年度 (月)	4	53.1	51.0	常監局月平均値
	5	52.5	50.6	常監局月平均値
	6	52.9	50.6	常監局月平均値
	7	62.5	52.5	常監局月平均値
	8	56.1	50.1	常監局月平均値
	9	52.5	51.1	常監局月平均値
	10	52.8	50.6	常監局月平均値
	11	52.8	50.5	常監局月平均値
	12	53.4	50.4	常監局月平均値
	1	52.7	50.0	常監局月平均値
	2	52.7	50.3	常監局月平均値
	3	53.0	50.5	常監局月平均値
	平均	53.9	50.7	常監局年度平均値